

四 金融機関の合併及び転換に関する法律施行令（昭和四十三年政令第四百四十三号）

改正案

現行

（株式買取請求について準用する会社法の規定の読替え）
 第十一条 法第二十四条第二項において同条第一項の規定による請求（吸収合併の場合に限る。）について会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百八十五条第五項及び第八項並びに第七百八十六条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（株式買取請求について準用する会社法の規定の読替え）
 第十一条 法第二十四条第二項において同条第一項の規定による請求（吸収合併の場合に限る。）について会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百八十五条第五項から第七項まで並びに第七百八十六条第一項及び第五項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | | |
|-------------|-----|------|--------------------------------|
| 読み替える会社法の規定 | (略) | (略) | 第七百八十五条第八項 |
| 読み替えられる字句 | (略) | (略) | 吸収合併等 |
| 読み替える字句 | (略) | (削る) | 金融機関の合併及び転換に関する法律第二十一条第一項の吸収合併 |

| | | | |
|-------------|-----|------|--------------------------------|
| 読み替える会社法の規定 | (略) | (略) | 第七百八十五条第六項 |
| 読み替えられる字句 | (略) | (略) | 消滅株式会社等 |
| 読み替える字句 | (略) | (削る) | 金融機関の合併及び転換に関する法律第二十一条第一項の吸収合併 |

| | |
|------|------|
| (略) | (略) |
| (削る) | (削る) |
| (削る) | (略) |

2 法第二十四条第二項において同条第一項の規定による請求（新設合併の場合に限る。）について会社法第七百八十五条第五項及び第八項並びに第七百八十六条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|-----|------|
| 読み替える会社法の規定 | (略) | (削る) |
| 読み替えられる字句 | (略) | (削る) |
| 読み替える字句 | (略) | (削る) |

第七百八十五条第八
吸収合併等
金融機関の合併及

| | |
|------------|------------------------------------|
| (略) | (略) |
| 第七百八十六条第五項 | 効力発生日（吸収分割をする場合にあっては、当該株式の代金の支払の時） |
| (略) | 効力発生日 |

2 法第二十四条第二項において同条第一項の規定による請求（新設合併の場合に限る。）について会社法第七百八十五条第五項から第七項まで並びに第七百八十六条第一項及び第五項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|-----|------------|
| 読み替える会社法の規定 | (略) | 第七百八十五条第六項 |
| 読み替えられる字句 | (略) | 消滅株式会社等 |
| 読み替える字句 | (略) | 消滅銀行 |

第七百八十五条第七
吸収合併等
金融機関の合併及

| | | | |
|------|------|------|------------------------|
| 項 | | | |
| (略) | (略) | (略) | び転換に関する法律第二十一条第一項の新設合併 |
| (削る) | (削る) | (削る) | |

(新株予約権買取請求について準用する会社法等の規定の読替え)
第十二条 法第二十五条第二項において同条第一項の規定による請求(吸収合併の場合に限る。)について会社法第七百八十七条第五項及び第九項並びに第七百八十八条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|-----------|---------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| (略) | (略) | (略) |

| | | | |
|------------|------------------------------------|-------|------------------------|
| 項 | | | |
| (略) | (略) | (略) | び転換に関する法律第二十一条第一項の新設合併 |
| 第七百八十六条第五項 | 効力発生日(吸収分割をする場合にあつては、当該株式の代金の支払の時) | 効力発生日 | |

(新株予約権買取請求について準用する会社法等の規定の読替え)
第十二条 法第二十五条第二項において同条第一項の規定による請求(吸収合併の場合に限る。)について会社法第七百八十七条第五項から第七項まで及び第七百八十八条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|-----------|---------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| (略) | (略) | (略) |

| | | | | | | | | |
|------|-----|-------------|------|-----|-----------|------|-----|---------|
| (削る) | (略) | 読み替える会社法の規定 | (削る) | (略) | 読み替えられる字句 | (削る) | (略) | 読み替える字句 |
| (略) | (略) | | (略) | | | (略) | | |

2 法第二十五条第二項において同条第一項の規定による請求（新設合併の場合に限る。）について会社法第七百八十七条第五項及び第九項並びに第七百八十八条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | | | | | | | |
|------|-----|------------|------|-----|-------|------|-----|--------------------------------|
| (削る) | | 第七百八十七条第九項 | (削る) | | 吸収合併等 | (削る) | | 金融機関の合併及び転換に関する法律第二十一条第一項の吸収合併 |
| (略) | (略) | | (略) | (略) | | (略) | (略) | |

| | | | | | | | | |
|--------------|-----|-------------|--------------|-----|-----------|--------------|-----|---------|
| 項 第七百八十七条第六 | (略) | 読み替える会社法の規定 | 項 第七百八十七条第六 | (略) | 読み替えられる字句 | 項 第七百八十七条第六 | (略) | 読み替える字句 |
| 消滅株式会社等 | (略) | | 消滅株式会社等 | (略) | | 消滅銀行 | (略) | |

2 法第二十五条第二項において同条第一項の規定による請求（新設合併の場合に限る。）について会社法第七百八十七条第五項から第七項まで及び第七百八十八条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | | | | | | | |
|-----|-----|------------|-----|-----|-------|-----|-----|--------------------------------|
| (略) | | 第七百八十七条第七項 | (略) | | 吸収合併等 | (略) | | 金融機関の合併及び転換に関する法律第二十一条第一項の吸収合併 |
| (略) | (略) | | (略) | (略) | | (略) | (略) | |

| | | |
|------------|-------|--------------------------------|
| 第七百八十七條第九項 | 吸収合併等 | 金融機関の合併及び転換に関する法律第二十一条第一項の新設合併 |
| (略) | (略) | (略) |

(吸収合併存続銀行について準用する法等の規定の読替え)

第十四条 (略)

2 法第三十一条において吸収合併存続銀行について法第二十四条第二項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法第七百八十五条第五項から第八項まで及び第七百八十六条第一項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | | |
|-----------------|-------------|-----------|----------|
| 第七百八十五条第六項及び第七項 | 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 消滅株式会社等 | | | 吸収合併存続銀行 |

| | | |
|------------|-------|--------------------------------|
| 第七百八十七條第七項 | 吸収合併等 | 金融機関の合併及び転換に関する法律第二十一条第一項の新設合併 |
| (略) | (略) | (略) |

(吸収合併存続銀行について準用する法等の規定の読替え)

第十四条 (略)

2 法第三十一条において吸収合併存続銀行について法第二十四条第二項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法第七百八十五条第五項から第七項まで並びに第七百八十六条第一項及び第五項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | | |
|------------|-------------|-----------|----------|
| 第七百八十五条第六項 | 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 消滅株式会社等 | | | 吸収合併存続銀行 |

| | | |
|------------|-------|--------------------------------|
| 第七百八十五条第八項 | 吸収合併等 | 金融機関の合併及び転換に関する法律第二十八条第一項の新設合併 |
| (略) | (略) | (略) |
| (削る) | (削る) | (削る) |

(消滅銀行について準用する会社法の規定の読替え)

第二十二條 法第五十三條第二項において消滅銀行について会社法第二百十九條第一項(第六号に係る部分に限る。)及び第二項(第四号に係る部分に限る。)並びに第二百九十三條第一項(第三号に係る部分に限る。)及び第二項(第四号に係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-----------|-----------|---------|
| 読み替える会社法の | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|-----------|-----------|---------|

| | | |
|------------|------------------------------------|--------------------------------|
| 第七百八十五条第七項 | 吸収合併等 | 金融機関の合併及び転換に関する法律第二十八条第一項の新設合併 |
| (略) | (略) | (略) |
| 第七百八十六条第五項 | 効力発生日(吸収分割をする場合にあっては、当該株式の代金の支払の時) | 効力発生日 |

(消滅銀行について準用する会社法の規定の読替え)

第二十二條 法第五十三條第二項において消滅銀行について会社法第二百十九條第一項(第六号に係る部分に限る。)及び第二百九十三條第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-----------|-----------|---------|
| 読み替える会社法の | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|-----------|-----------|---------|

| | | | |
|----|------------------------------------|------------------------------------|---|
| 規定 | 第二百十九条第一項第六号 | 第二百十九条第二項第四号 | |
| 規定 | 合併により当該株式会社が消滅する場合 | 合併により当該株式会社が消滅する場合 | 第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社 |
| | 協同組織金融機関との吸収合併又は新設合併により普通銀行が消滅する場合 | 協同組織金融機関との吸収合併又は新設合併により普通銀行が消滅する場合 | 金融機関の合併及び転換に関する法律第十一条第一項第一号に規定する吸収合併存続信用金庫又は同法第十五条第一項第二号に規定する新設合併設立信用金庫 |

| | | | |
|----|-----------------------------|--------------------|------------------------------------|
| 規定 | 第二百十九条第一項第六号及び第二百九十三条第一項第三号 | 合併により当該株式会社が消滅する場合 | 協同組織金融機関との吸収合併又は新設合併により普通銀行が消滅する場合 |
|----|-----------------------------|--------------------|------------------------------------|

| | |
|---|---|
| <p>第二百九十二条第一 項第三号</p> | <p>第二百九十二条第一 項第四号</p> |
| <p>合併により当該株式 会社が消滅する場合</p> | <p>合併により当該株式 会社が消滅する場合</p> |
| <p>協同組織金融機関 との吸収合併又は 新設合併により普 通銀行が消滅する 場合</p> | <p>協同組織金融機関 との吸収合併又は 新設合併により普 通銀行が消滅する 場合</p> |

2 (略)

3 法第五十三條第三項において消滅銀行が会社法第九百三十九條第一項第三号に掲げる方法により法第五十三條第二項において準用する会社法第二百二十條第一項(同法第二百九十三條第五項において準用する場合を含む。)の規定による公告をする場合について同法第九百四十條第一項(第三号に係る部分に限る。)及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | | |
|-----|-------------------------|-----------|--|
| (略) | 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| (略) | 第九百四十條第一項(第三号に係る部分に限る。) | この法律 | 金融機関の合併及び転換に関する法律第五十三條第二項において準用する第二百二十條第一項(第二百九十三條第五項において準用する場合を含む。) |

2 (略)

3 法第五十三條第三項において消滅銀行が会社法第九百三十九條第一項第三号に掲げる方法により法第五十三條第二項において準用する会社法第二百二十條第一項(同法第二百九十三條第四項において準用する場合を含む。)の規定による公告をする場合について同法第九百四十條第一項(第三号に係る部分に限る。)及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | | |
|-----|-------------------------|-----------|--|
| (略) | 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| (略) | 第九百四十條第一項(第三号に係る部分に限る。) | この法律 | 金融機関の合併及び転換に関する法律第五十三條第二項において準用する第二百二十條第一項(第二百九十三條第四項において準用する場合を含む。) |

(転換をする普通銀行について準用する法等の規定の読替え)
 第二十五条 (略)

2 法第五十八条において転換をする普通銀行について法第二十二
 条第七項、第二十四条第一項、第二十七条第三項及び第三十二條第一
 項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替え
 は、次の表のとおりとする。

| | | | | |
|-----|------------------------------|-----------|-------------------------------|---------|
| (略) | | 読み替える法の規定 | 第二十二條第七項 | 読み替える字句 |
| (略) | 消滅銀行が指名委員 会等設置会社 | 読み替えられる字句 | 第二十二條第六項 | 読み替える字句 |
| (略) | 設置会社 | 読み替える字句 | 第五十八條におい て準用する第二十 二條第六項 | 読み替える字句 |
| (略) | 転換をする普通銀 行が指名委員会等 設置会社 | | | |

3 (略)
 4 法第五十八条において転換をする普通銀行について法第二十四條

(転換をする普通銀行について準用する法等の規定の読替え)
 第二十五条 (略)

2 法第五十八条において転換をする普通銀行について法第二十二
 条第七項、第二十四条第一項、第二十七条第三項及び第三十二條第一
 項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替え
 は、次の表のとおりとする。

| | | | | |
|-----|---------------------------|-----------|-------------------------------|---------|
| (略) | | 読み替える法の規定 | 第二十二條第七項 | 読み替える字句 |
| (略) | 消滅銀行が委員会設 置会社 | 読み替えられる字句 | 第二十二條第六項 | 読み替える字句 |
| (略) | 社 | 読み替える字句 | 第五十八條におい て準用する第二十 二條第六項 | 読み替える字句 |
| (略) | 転換をする普通銀 行が委員会設置会 社 | | | |

3 (略)
 4 法第五十八条において転換をする普通銀行について法第二十四條

第二項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法第七百八十五条第五項及び第七百八十六条第一項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|-----------|---------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| (略) | (略) | (略) |
| (削る) | (削る) | (削る) |

5・6 (略)

(普通銀行となる転換をする協同組織金融機関の会員等に対する金銭の割当てに関する事項について準用する法の規定の読替え)
第二十六条 法第五十九条第四項において同条第一項第九号に掲げる事項について同条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-----------|-----------|---------|
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|-----------|-----------|---------|

第二項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法第七百八十五条第五項並びに第七百八十六条第一項及び第五項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|------------------------------------|---------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| (略) | (略) | (略) |
| 第七百八十六条第五項 | 効力発生日(吸収分割をする場合にあっては、当該株式の代金の支払の時) | 効力発生日 |

5・6 (略)

(普通銀行となる転換をする協同組織金融機関の会員等に対する金銭の割当てに関する事項について準用する法の規定の読替え)
第二十六条 法第五十九条第三項において同条第一項第九号に掲げる事項について同条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-----------|-----------|---------|
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|-----------|-----------|---------|

| | |
|----------|-------|
| 第五十九条第三項 | |
| 同項第七号 | 前項第九号 |
| 轉換後銀行の株式 | 金銭 |

(轉換をする普通銀行について準用する会社法の規定の読替え)

第二十九条 法第六十五条第二項において轉換をする普通銀行について会社法第二百十九条第二項(第三号に係る部分に限る。)及び第二百九十三条第二項(第三号に係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-----------------------------|-----------------------------|--|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百十九条第二項第二号及び第二百九十二条第二項第三号 | 第七百四十四条第一項第一号に規定する組織変更後持分会社 | 金融機関の合併及び轉換に関する法律第五十六条第一項第一号に規定する轉換後信用金庫 |

2 | 法第六十五条第二項において轉換をする普通銀行について会社法

| | |
|----------|-------|
| 第五十九条第二項 | |
| 同項第七号 | 前項第九号 |
| 轉換後銀行の株式 | 金銭 |

(轉換をする普通銀行について準用する会社法の規定の読替え)

第二十九条 (新設)

法第六十五条第二項において轉換をする普通銀行について会社法

第二百九十二条第五項の規定を準用する場合における同項において準用する同法第二百二十条第二項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|-----------|-------------------------------------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百二十条第二項 | 同条第二項の | 新株予約権証券に係る新株予約権の新株予約権者が交付を受けることができる |

3 | (略)

4 | 法第六十五条第三項において転換をする普通銀行が会社法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により法第六十五条第二項において準用する会社法第二百二十条第一項(同法第二百九十二条第五項)において準用する場合を含む。()の規定による公告をする場合について同法第九百四十条第一項(第三号に係る部分に限る。)及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-----------|-----------|---------|
| 読み替える会社法の | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|-----------|-----------|---------|

第二百九十二条第四項の規定を準用する場合における同項において準用する同法第二百二十条第二項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|-----------|-------------------------------------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百二十条第二項 | 前条第二項の | 新株予約権証券に係る新株予約権の新株予約権者が交付を受けることができる |

3 | 2 | (略)

3 | 法第六十五条第三項において転換をする普通銀行が会社法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により法第六十五条第二項において準用する会社法第二百二十条第一項(同法第二百九十二条第四項)において準用する場合を含む。()の規定による公告をする場合について同法第九百四十条第一項(第三号に係る部分に限る。)及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-----------|-----------|---------|
| 読み替える会社法の | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|-----------|-----------|---------|

| | | | |
|-----|-----------------------------|------|--|
| 規定 | 第九百四十条第一項 (第三号に係る部分に限る。) | この法律 | 金融機関の合併及び転換に関する法律第六十五条第二項において準用する第二百二十条第一項(第二百九十三条第五項において準用する場合を含む。) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |

(合併の登記申請書の添付書面)

第三十二条 法第五十二条第一項の規定による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 法第二十九条第一項及び第三項又は第四十一条第一項の規定による吸収合併契約の承認その他の手続があつたことを証する書面
(法第三十条第一項本文又は第四十二条第一項に規定する場合にあつては、取締役会又は理事会の決議があつたことを証する書面

| | | | |
|-----|-----------------------------|------|--|
| 規定 | 第九百四十条第一項 (第三号に係る部分に限る。) | この法律 | 金融機関の合併及び転換に関する法律第六十五条第二項において準用する第二百二十条第一項(第二百九十三条第四項において準用する場合を含む。) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |

(合併の登記申請書の添付書面)

第三十二条 法第五十二条第一項の規定による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 法第二十九条第一項及び第三項又は第四十一条第一項の規定による吸収合併契約の承認その他の手続があつたことを証する書面
(法第三十条第一項本文又は第四十二条第一項に規定する場合にあつては、取締役会又は理事会の決議があつたことを証する書面

(監査等委員会設置会社において会社法第三百九十九条の十三第五項又は第六項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定があつたときは当該取締役会の決議及び当該決定があつたことを証する書面、指名委員会等設置会社において同法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは当該取締役会の決議及び当該決定があつたことを証する書面)及び当該場合に該当することを証する書面(法第三十條第二項又は第四十二條第二項の規定により吸収合併に反対する旨を通知した株主又は会員等がある場合に於ては、これらの規定により吸収合併契約の承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面を含む。)

四九 (略)

十 吸収合併消滅金融機関が銀行である場合において、当該銀行が株券発行会社(会社法第一百七條第七項に規定する株券発行会社をいう。以下同じ。)であるときは、法第五十三條第二項において準用する会社法第二百十九條第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

十一 (略)

2 法第五十二條第一項の規定による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一三 (略)

四 新設合併設立金融機関が銀行であるときは、次に掲げる書面

(委員会設置会社において、会社法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の決議及び当該決定があつたことを証する書面)及び当該場合に該当することを証する書面(法第三十條第二項又は第四十二條第二項の規定により吸収合併に反対する旨を通知した株主又は会員等がある場合に於ては、これらの規定により吸収合併契約の承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面を含む。)

四九 (略)

十 吸収合併消滅金融機関が銀行である場合において、当該銀行が株券発行会社(会社法第一百七條第六項に規定する株券発行会社をいう。以下同じ。)であるときは、法第五十三條第二項において準用する会社法第二百十九條第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

十一 (略)

2 法第五十二條第一項の規定による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一三 (略)

四 新設合併設立金融機関が銀行であるときは、次に掲げる書面

| | |
|--|--|
| <p>イ (略)</p> <p>ロ 法又は会社法の規定により選任され又は選定された設立時取締役、設立時監査役及び設立時代代表取締役（設立しようとする株式会社）が監査等委員会設置会社である場合にあっては設立時監査等委員である設立時取締役及びそれ以外の設立時取締役並びに設立時代代表取締役、設立しようとする株式会社が指名委員会等設置会社である場合にあっては設立時取締役、設立時委員、設立時執行役及び設立時代代表執行役）が就任を承諾したことを証する書面</p> <p>八 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>3 商業登記法第十八条（申請書の添付書面）並びに第四十六条第三項から第五項まで（添付書面の通則）の規定は、前二項の登記の申請について準用する。</p> | <p>イ (略)</p> <p>ロ 法又は会社法の規定により選任され又は選定された設立時取締役、設立時監査役及び設立時代代表取締役（設立しようとする株式会社）が委員会設置会社である場合にあっては、設立時取締役、設立時委員、設立時執行役及び設立時代代表執行役）が就任を承諾したことを証する書面</p> <p>八 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>3 商業登記法第十八条（申請書の添付書面）並びに第四十六条第三項及び第四項（添付書面の通則）の規定は、前二項の登記の申請について準用する。</p> |
|--|--|